【残高別金利型普通預金に関する特約】

残高別金利型普通預金については、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加え、この特約を適用します。
なお、特段の定めのない限り、普通預金規定（または総合口座取引規定）における定義はこの特約においても適用されるものとします。

１【残高別金利型普通預金】
残高別金利型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、SMBC ポイントパックの利用者に対してのみ提供するものとします。

２【利息】
（1）この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を１円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年２月と８月の当行所定の日にこの預金に組入れます。
（2）利率は毎日の最終残高に応じた当行所定の区分（以下「残高区分」といいます。）ごとに当行が定めるものとします。なお、残高区分および利率は金融情勢等に応じて変更します。

３【通帳発行形態の選択・変更】
（1）この預金口座の利用にあたっては、通帳不発行方式と通帳発行方式のいずれかの形態を選択するものとします。また通帳の発行形態は変更することができるものとします。
（2）この預金口座を通帳不発行方式にする場合（通帳発行方式を通帳不発行方式に変更する場合を含みます。）、当行は所定の基準に基づき、預金者がこの預金口座と同一の取引店で利用している貯蓄預金等のその他の預金口座についても通帳不発行方式に変更することができるものとします。
また、この場合に通帳不発行方式に変更するその他の預金口座は当行の任意とします。通帳不発行方式に変更される預金口座を確認のうえ、この預金口座を通帳不発行方式とすることをお申し込みください。
（3）この預金口座およびその他の預金口座を通帳不発行方式に変更する場合には、通帳不発行方式に変更する前の通帳については通帳不発行方式に変更した時点で使用できなくなりますので、直ちに当店に提出してください。
（4）この預金を通帳不発行方式から通帳発行方式へ変更する場合は、この預金および前記（2）により通帳不発行方式に変更した預金口座について通帳を再発行するものとし、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。また、前記（2）により通帳不発行方式に変更した預金口座については、この預金口座またはこの特約が解約された場合も同様とします。

４【通帳不発行方式の場合の特約】
（1）この預金口座を通帳不発行方式にする場合には、必ずキャッシュカードを発行します。
（2）通帳不発行方式の預金については、定期的なお取引明細の送付等は行いません。
（3）この預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。また、前記３（2）に基づき通帳不発行方式に変更した預金を払戻すときまたは解約するときも同様とします。

（4）前記（3）の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。

5【この特約の解約】

普通預金規定（または総合口座取引規定）に定める事項のほか、次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなくこの特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合、解約日より普通預金規定（または総合口座規定）のみがこの預金に適用されるものとします。

①SMBC ダイレクトが解約された場合

②SMBC ポイントパックが解約された場合（SMBC ポイントパック規定の定めにより、SMBC ポイントパックが解約された場合を含みます。）

③この特約に違反した場合

以 上

三井住友銀行
SMBC

次の規定は、お客さまと泉友株式会社との間の取り決めについて定めるものです。

【ライフイベントサービス利用規定】

1【定義】

「ライフイベントサービス」（以下、「本サービス」という。）とは、泉友株式会社（以下、「当社」という。）が株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」という。）との提携に基づいて、当社が三井住友銀行の SMBC ポイントパック契約者を対象に、住宅関連や冠婚葬祭等のライフイベントをサポートするために当社の提携会社等（以下、「提携会社」という。）を紹介・斡旋するサービスをいうものとします。

2【本サービスの対象者】

本サービスの対象者は、三井住友銀行の SMBC ポイントパック契約者かつ三井住友銀行および当社所定の条件を満たす契約者に限ります。

3【サービスの申込および利用】

（1）SMBC ポイントパック契約者は当社および三井住友銀行所定の方法により、予め本サービスの申込が必要です。

（2）本サービスの利用に当っては、当社所定の方法により当社宛に利用依頼をするものとし、当社は利用者からの依頼に基づき、紹介・斡旋のサービスを提供します。

4【利用者情報の取扱】

当社が知り得た利用者に関する住所、氏名、連絡先、本サービス利用状況等の情報については、以下の目的で提携会社および三井住友銀行に開示できるものとします。

（1）本サービスを通じて利用者が指定した提携会社が、利用者に対してより適したサービスを提供するため。

（2）三井住友銀行が利用者に対してより適した住宅ローン等の金融サービスを案内するため。

5【免責事項】

(1) 利用者が当社所定の利用方法・条件を満たさなかったことにより特典・割引等が受けられなかった場合であっても、当社は責任を負いません。
(2) 利用者と提携会社との間で生じた損害については、当社は責任を負いません。
(3) 利用者が本サービスを通じて被った損害・損失については当社は責任を負いません。
(4) 本サービス内容および提携会社は、契約者に事前に通知することなく変更・追加・中止する場合があります。

6【解約等】

(1) 都合解約
本契約は当社または利用者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、利用者からの解約の通知は当社所定の方法によるものとします。

(2) 三井住友銀行の SMBC ポイントパックの解約
三井住友銀行の SMBC ポイントパックが解約されたときは、本契約は全て解約されるものとします。

7【契約期間】

本契約の当初契約期間は契約日から起算して１年間とし、利用者または当社から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

8【規定の変更等】

(1) この規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社または三井住友銀行の店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
(2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9【準拠法・管轄】

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

泉友　株式会社